

2 分析の方法

(1) 基礎数値

平成20年度地方財政状況調査を基礎とし、必要に応じて平成19年度地方財政状況調査の数値を用いた。その他、これらの調査に含まれない数値としては、各市町村の平成20年3月31日現在及び平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口を用いた。

(2) 各指数の算出方法

1) 語句の説明

2) の算式のうち若干紛らわしい語句があるが、その意味は次のとおりである。なお、語句の説明及び算式の中の () 又は [] 内の数字は、平成20年度地方財政状況調査の該当の表・行・列を示すものである。ただし、Sのつくものは平成19年度地方財政状況調査の中のものである。

① 一般財源(狭義) = 地方税(05・01・01) + 地方譲与税(05・02・01) + 利子割交付金(05・03・01) + 配当割交付金(05・04・01) + 株式等譲渡所得割交付金(05・05・01) + 地方消費税交付金(05・06・01) + ゴルフ場利用税交付金(05・07・01) + 特別地方消費税交付金(05・08・01) + 自動車取得税交付金・軽油引取税交付金(政令指定都市のみ)(05・09・01) + 地方特例交付金等(05・10・01) + 地方交付税(05・11・01)

② 一般財源(広義) = 地方税 + 地方譲与税 + 利子割交付金 + 配当割交付金 + 株式等譲渡所得割交付金 + 地方消費税交付金 + ゴルフ場利用税交付金 + 特別地方消費税交付金 + 自動車取得税交付金・軽油引取税交付金(政令指定都市のみ) + 地方特例交付金等 + 地方交付税 + 国有提供施設等所在市町村助成交付金 + 交通安全対策特別交付金 + 国庫支出金・県支出金のうち使途の特定されないもの(例えば災害復旧事業の施越事業にかかるもの) + 使用料・手数料のうち使途の特定されないもの(例えば水利権その他無体財産権の使用等に対するもの) + 寄附金のうち使途が特定されないもの + 財産収入のうち使途が特定されないもの + 繰入金のうち使途が特定されないもの(例えば財政調整基金とりくずし額) + 諸収入のうち使途が特定されないもの(例えば預金利子) + 繰越金のうち繰越事業に充当すべきものを除いた純剰余金 + 地方債のうち、臨時財政対策債等 [05・31・03 + 05・31・05]

③ 経常一般財源 = 一般財源(広義)のうち毎年連続して恒常的に収入されるもの、すなわち、普通税 + 地方譲与税 + 普通交付税 + 入湯税 + 事業所税 + 利子割交付金 + 配当割交付金 + 株式等譲渡所得割交付金 + 地方消費税交付金 + ゴルフ場利用税交付金 + 特別地方消費税交付金 + 自動車取得税交付金・軽油引取税交付金(政令指定都市のみ) + 地方特例交付金等 + 交通安全対策特別交付金 + 国有提供施設等所在市町村助成交付金 + 経常的に収入される使用料・財産収入及び諸収入のうち使途の特定されないもの等 [05・31・05]

④ 経常的経費 = [14・23・04 + 14・23・05]

⑤ 臨時的経費 = [14・23・02 + 14・23・03]

経費の科目又は経費の性質による経常的・臨時的の経費区分